

機械導入事業における酪農の頭数制限要件の留意事項

1. 頭数要件確認表の提出が必要な取組主体

飼養区分が「酪農」であり、以下の機械の要望を出す取組主体は、頭数要件確認表（確認表）の提出が必要。（新規就農は除く）

（1）一般枠及び飼料増産優先枠（別添の対象機械装置一覧表を参照）

対象機械装置一覧の機械装置区分	確認表が必要な機械装置
1. 飼料給与関係機械装置	全ての機械装置
2. 畜舎温度制御機械装置	全ての機械装置
3. 省エネ・電力安定供給のための機械装置	全ての機械装置
4. 家畜飼養管理機械装置	全ての機械装置
5. 搾乳関係機械装置	全ての機械装置
6. 衛生管理高度化機械装置	全ての機械装置
7. 畜産物管理・加工機械装置	全ての機械装置
11. スマート農業関連機械装置	1 作業管理システム （自給飼料生産関係機械に係るものは除く）
	2 畜舎温度管理制御システム
	3 その他
13. 飼料調製用機械装置	全ての機械装置
14. 飼料用米調整用機械装置	全ての機械装置
16. 飼料保管装置	1 飼料タンク
	2 コンテナ
17. エコフォード調整・給与関係装置	全ての機械装置
18. 堆肥調整散布関係機械装置	全ての機械装置 （堆肥散布機のうち、自給飼料生産の一部として導入するものは除く）
19. その他（トラクター等）	全ての機械装置 （トラクターのうち、自給飼料生産の一部として導入するものは除く）

（2）省エネ優先枠

頭数の制限要件なし。

2. 頭数制限要件の設定範囲毎の確認表の記載方法

(1) 取組主体（個人）の増頭を伴わない事業計画

- ①「機械装置を要望する取組主体の頭数」の欄を記載
- ②「離農・規模縮小の構成員と頭数」の欄は0で記載
- ③【イ】の欄が0以下であれば、要望可能
- ④「協議会が頭数を確認した方法」の欄に、確認方法を記載する。
なお、確認については、別添のQ&Aを参考にして確認すること。

(2) 取組主体の増頭分が、離農等による減少分を超えない事業計画

- ①「機械装置を要望する取組主体の頭数」の欄を記載
※複数の取組主体でも構わない。
- ②「離農・規模縮小の構成員と頭数」の欄を記載
※当該構成員は、取組主体と同じ協議会であること。
(離農のみならず、経営規模を縮小する場合も可)
※複数の構成員でも構わない。
※報告時も構成員の変更は不可。
- ③【イ】の欄が0以下であれば、要望可能
- ④「協議会が頭数を確認した方法」の欄に、確認方法を記載する。
なお、確認については、別添のQ&Aを参考にして確認すること。

3. 増頭制限の起点と期限の考え方

- ・経産牛頭数でカウントする。(子牛などの経産牛以外の増頭は可。)
- ・令和6年度補正の場合の起点と期限、報告日は以下のとおり
起点：令和7年1月1日
期限：本事業の増頭制限が解除されるまでの間または機械の法定耐用年数のどちらか早い方。(当初計画から増頭が確認された場合は、期限内の要望を受理しない。)
報告：令和8年3月31日の経産牛頭数を、令和8年4月30日までに中畜等へ報告。なお、報告時の確認表の記載及び頭数の確認は、上記2に準ずること。

4. 増頭が確認された場合

当初計画から増頭が確認された取組主体は、本事業の増頭制限が解除されるまでの間または機械の法定耐用年数のどちらか早い方までは要望を受理しない。

5. 頭数要件確認表の提出の流れ

(1) 要望調査時

- ① 協議会は、取組主体の経産牛頭数等を確認の上、頭数要件確認表（取組主体別確認表及び協議会一覧表）を作成の上、都道府県へ要望書とともに、確認表及び一覧表を提出。
- ② 都道府県の協議、ヒアリングの結果を踏まえ、協議会は畜産協会を通じて、要望書とともに確認表及び一覧表を中畜等へ提出。なお、特別枠の場合は、都道府県を通じて農水へ提出。

(2) 報告時の確認方法

- ① 協議会は、取組主体等に対し、3月31日の経産牛頭数を確認し、確認表及び一覧表に記載。
- ② 4月30日までに、協議会は、畜産協会を通じて、確認表及び一覧表を中畜等へ提出。

問 酪農での頭数要件の確認は、誰がどのように行えばよいですか。

- 1 協議会が、機械装置を要望する取組主体の経産牛頭数を確認の上、頭数要件確認表（以下、確認表）を作成してください。
- 2 その確認については、以下の①～③に例示するような方法により当該取組主体の経産牛頭数を確認し、確認表の「協議会が頭数を確認した方法」に確認方法を記載してください。なお、確認した書類等は根拠資料として、導入した機械装置の財産処分制限期間の間は協議会で保管してください。
 - ① 取組主体が個体識別データを取得し、協議会へ提出。協議会は、同データをもとに確認表の頭数が正しいことを確認する。
 - ② 取組主体が個体識別番号を含む飼養牛一覧表（経産、未經産がわかるもの）を作成し、協議会へ提出。協議会が個体識別番号を検索して、確認表の頭数が正しいことを確認する。
 - ③ 協議会が取組主体ごとの経産牛の台帳を作成し、取組主体の農場で台帳と突き合わせて目視にて頭数を確認し、台帳と確認表の頭数が正しいことを確認する。

なお、上記①～③以外の方法でも、確実に経産牛頭数を把握でき、その根拠資料を用意できる場合は、採用して差し支えありません。その場合も確認表の「協議会が頭数を確認した方法」欄に確認した方法を記載して下さい。
- 3 報告時にも、要望時と同様の方法で増頭していないことを確認し、根拠資料を、導入した機械装置の財産処分制限期間の間は、協議会で保管してください。

複数の取組主体の場合の確認票の記載について

2月7日にお示しした頭数要件確認票（資料 1-5 参照②,③）については、機械装置を要望する1取組主体（以下「取組主体」という。）に対して、複数の離農等をする構成員（以下「構成員」という。）を組み合わせる前提とした様式となっていたため、複数の取組主体、構成員でグループを組んだ場合の記載が難しいとの問い合わせがありました。

このため、改めて、複数の取組主体で記載することが可能となるよう頭数要件確認表の様式を追加するとともに、以下のとおり、増頭制限要件の設定範囲別に、提出する頭数要件確認票を整理しました。

1. 増頭制限要件の設定範囲別の提出すべき頭数要件確認票

(1) 1取組主体、構成員は1以上でグループを組む場合

資料 1-5 参照②、⑦

(2) 複数の取組主体と構成員でグループを組む場合

資料 1-5 参照⑤、⑦

(3) 1取組主体（個人）のみ単独で提出する場合（※規模拡大しないことが条件）

資料 1-5 参照⑥、⑦（参照⑥は、参照②と様式は同じ）

2. グループの場合（1の（1）、（2））の留意事項

- ・グループ内で増頭を伴わない事業計画であること。
- ・取組主体、構成員とも、同一協議会内であること。
- ・取組主体、構成員とも、要望調査時と頭数要件報告時のメンバーを変更することは不可。

- ・取組主体、構成員とも、複数のグループに参加することは不可。
- ・グループ内の取組主体は、増頭もしくは規模縮小の農家を基本とし、頭数が変わらない取組主体をグループに入れることは不可。なお、頭数が変わらない取組主体は、取組主体（個人）で出すこと（「1（3）の1取組主体（個人）のみ単独で提出する場合」を参照）。
- ・グループ内の構成員は、頭数を減らす計画のある農家とする。このため、頭数が増加する、または現状維持の農家（構成員）はグループに入れることはできない。

3. 全ての場合に共通した留意事項

- ・計画時、報告時ともにグループ内（合計）で増頭を伴わなければ良い。
- ・都道府県確認日については、協議会において、都道府県に提出する日を入れてください。
- ・頭数要件確認表については、自署したものをPDFにして提出するとともに、確認用としてExcelでも提出すること（Excelは自署不要）。

頭数要件確認表

(令和7年度第1回要望調査、酪農用)

※自署したものをPDFにして提出するとともに、
Excel形式でも提出してください。

協議会名： ●●●●畜産クラスター協議会
取組主体名： 株式会社 A牧場

協議会コード： 0XX

取組主体コード： 0100100XX

1 要望調査時

協議会作成日： 2025/1/20

都道府県確認日： 2025/2/5

作成者
(協議会担当者)
自署

気塊 宗一

機械装置を要望する取組主体の頭数			離農・規模縮小の構成員と頭数				経産牛頭数合計 (R7.1.1時点) (①+③)	経産牛頭数合計 (R8.3.31計画) (②+④)	機械装置を要望する取組主体の頭数と離農・規模縮小の構成員の経産牛頭数の増減差 (A+B) 【イ】
経産牛頭数① (R7.1.1時点)	経産牛頭数② (R8.3.31計画)	増減数 (A)	構成員名	経産牛頭数③ (R7.1.1時点)	経産牛頭数④ (R8.3.31計画)	減少数 (B)			
200	250	50	有限会社 B牧場	100	80	-20	330	330	0
			C沢 ●一	30	0	-30			
			合計	130	80	-50			
協議会が頭数を確認した方法									

※以下の欄は、「頭数要件報告時」に必要な事項を記入して窓口団体へ提出（詳細は手引き参照のこと）

2 頭数要件報告時

(報告提出期間：令和8年4月1日～4月30日)

協議会作成日： 2026/2/20

窓口団体確認日： 2026/4/6

作成者
(協議会担当者)
自署

気塊 宗一

機械装置を導入した取組主体の頭数		離農・規模縮小の構成員と頭数			経産牛頭数合計 (R8.3.31実績) (⑤+⑥)	機械装置を要望する取組主体の頭数と離農・規模縮小の構成員の経産牛頭数の増減差 (C+D) 【ロ】
経産牛頭数⑤ (R8.3.31実績)	①からの増減数 (⑤-①) (C)	構成員名	経産牛頭数⑥ (R8.3.31実績)	要望時からの減少数 (⑥-③) (D)		
240	40	有限会社 B牧場	80	-20	320	-10
		C沢 ●一	0	-30		
		合計	80	-50		
協議会が頭数を確認した方法						

【本様式の注意事項】

- ・飼養区分「酪農」であり、頭数制限要件がかかる機械装置を要望する際は、本様式の作成、提出は必須です。
- ・「離農・規模縮小の構成員と頭数」欄の「構成員」は、当該協議会の構成員であること。
- ・機械装置を要望する取組主体のみで増頭を伴わない計画とする場合は、「離農・規模縮小の構成員」を0で記載すること。
- ・「機械装置を要望する取組主体」と「離農・規模縮小の構成員」の関係は協議会で確認し、協議会内の一覧表を作成するなど、経産牛の頭数が重複がないように厳密に管理すること。
- ・経産牛頭数は、協議会が責任をもって確認し、確認方法を記載すること。また、確認した際の根拠資料は協議会で財産処分制限期間中保管すること。
- ・【イ】の欄が0以下でない場合は要望できません。
- ・【ロ】の欄が1以上となった場合は、本事業の増頭制限が解除されるまでの間、または財産処分制限期間中の要望はできません。

頭数要件確認表【複数の取組主体と構成員でグループを組む場合】

※自署したものをPDFにして提出するとともに、
Excel形式でも提出してください。

協議会名：	●●●●畜産クラスター協議会
取組主体名：	A牧場
グループNo.:	2

協議会コード：0XX

取組主体コード：0100100XX

1 要望調査時

協議会作成日：2025/1/20

都道府県確認日：2025/2/5

作成者
(協議会担当者)
自署

気塊 宗一

取組主体名	機械装置を要望する取組主体の頭数			構成員名	離農・規模縮小の構成員と頭数			経産牛頭数合計 (R7.1.1時点) (①+③)	経産牛頭数合計 (R8.3.31計画) (②+④)	機械装置を要望する 取組主体の頭数と離 農・規模縮小の構成 員 の経産牛頭数の 増減差 (A+B) 【イ】
	経産牛 頭数① (R7.1.1時点)	経産牛 頭数② (R8.3.31計画)	増減数 (A)		経産牛 頭数③ (R7.1.1時点)	経産牛 頭数④ (R8.3.31計画)	減少数 (B)			
A牧場	50	95	45	イ農場	150	100	-50	930	930	0
B牧場	55	85	30	ロ農場	200	150	-50			
C牧場	60	100	40	ハ農場	350	300	-50			
D牧場	65	100	35							
合計	230	380	150	合計	700	550	-150			

協議会が頭数を確認した方法

※以下の欄は、「頭数要件報告時」に必要な事項を記入して窓口団体へ提出（詳細は手引き参照のこと）

2 頭数要件報告時

(報告提出期間：令和8年4月1日～4月30日)

協議会作成日：

窓口団体確認日：

作成者
(協議会担当者)
自署

取組主体名	機械装置を導入した取組主体の頭数		構成員名	離農・規模縮小の構成員と頭数		経産牛頭数合計 (R8.3.31実績) (⑤+⑥)	機械装置を要望する取組主体の頭数と 離農・規模縮小の構成員の 経産牛頭数の増減差 (C+D) 【ロ】
	経産牛 頭数⑤ (R8.3.31実績)	①からの 増減数 (⑤-①) (C)		経産牛 頭数⑥ (R8.3.31実績)	要望時からの 減少数 (⑥-③) (D)		
A牧場	95	45	イ農場	95	-55	920	-10
B牧場	90	35	ロ農場	120	-80		
C牧場	90	30	ハ農場	310	-40		
D牧場	120	55					
合計	395	165	合計	525	-175		

協議会が頭数を確認した方法

【本様式の注意事項】

- ・飼養区分「酪農」であり、頭数制限要件がかかる機械装置を要望する際は、本様式の作成、提出は必須です。
- ・「離農・規模縮小の構成員と頭数」欄の「構成員」は、当該協議会の構成員であること。
- ・機械装置を要望する取組主体のみで増頭を伴わない計画とする場合は、「離農・規模縮小の構成員」を0で記載すること。
- ・「機械装置を要望する取組主体」と「離農・規模縮小の構成員」の関係は協議会で確認し、協議会内の一覧表を作成するなど、経産牛の頭数が重複がないように厳密に管理すること。
- ・経産牛頭数は、協議会が責任をもって確認し、確認方法を記載すること。また、確認した際の根拠資料は協議会で財産処分制限期間中保管すること。
- ・【イ】の欄が0以下でない場合は要望できません。
- ・【ロ】の欄が1以上となった場合は、本事業の増頭制限が解除されるまでの間、または財産処分制限期間中の要望はできません。

頭数要件確認表

(令和7年度第1回要望調査、酪農用)

※自署したものをPDFにして提出するとともに、
Excel形式でも提出してください。

協議会名：	●●●●畜産クラスター協議会
取組主体名：	株式会社 F牧場

協議会コード： OXX

取組主体コード： 0100100XX

1 要望調査時

協議会作成日： 2025/1/20

都道府県確認日： 2025/2/5

作成者
(協議会担当者)
自署

気塊 宗一

機械装置を要望する取組主体の頭数			離農・規模縮小の構成員と頭数				経産牛頭数合計 (R7.1.1時点) (①+③)	経産牛頭数合計 (R8.3.31計画) (②+④)	機械装置を要望する取組主体の頭数と離農・規模縮小の構成員の経産牛頭数の増減差 (A+B) 【イ】
経産牛頭数① (R7.1.1時点)	経産牛頭数② (R8.3.31計画)	増減数 (A)	構成員名	経産牛頭数③ (R7.1.1時点)	経産牛頭数④ (R8.3.31計画)	減少数 (B)			
200	200	0	—	0	0	0	200	200	0
			—	0	0	0			
			—	0	0	0			
			合計	0	0	0			
協議会が頭数を確認した方法									

※以下の欄は、『頭数要件報告時』に必要事項を記入して窓口団体へ提出(詳細は手引き参照のこと)

2 頭数要件報告時

(報告提出期間：令和8年4月1日～4月30日)

協議会作成日： 2026/2/20

窓口団体確認日： 2026/4/6

作成者
(協議会担当者)
自署

気塊 宗一

機械装置を導入した取組主体の頭数		離農・規模縮小の構成員と頭数			経産牛頭数合計 (R8.3.31実績) (⑤+⑥)	機械装置を要望する取組主体の頭数と離農・規模縮小の構成員の経産牛頭数の増減差 (C+D) 【ロ】
経産牛頭数⑤ (R8.3.31実績)	①からの増減数 (⑤-①) (C)	構成員名	経産牛頭数⑥ (R8.3.31実績)	要望時からの減少数 (⑥-③) (D)		
200	0	—	0	0	200	0
		—	0	0		
		—	0	0		
		合計	0	0		
協議会が頭数を確認した方法						

【本様式の注意事項】

- 飼養区分「酪農」であり、頭数制限要件がかかる機械装置を要望する際は、本様式の作成、提出は必須です。
- 「離農・規模縮小の構成員と頭数」欄の「構成員」は、当該協議会の構成員であること。
- 機械装置を要望する取組主体のみで増頭を伴わない計画とする場合は、「離農・規模縮小の構成員」を0で記載すること。
- 「機械装置を要望する取組主体」と「離農・規模縮小の構成員」の関係は協議会で確認し、協議会内の一覧表を作成するなど、経産牛の頭数が重複がないように厳密に管理すること。
- 経産牛頭数は、協議会が責任をもって確認し、確認方法を記載すること。また、確認した際の根拠資料は協議会で財産処分制限期間中保管すること。
- 【イ】の欄が0以下でない場合は要望できません。
- 【ロ】の欄が1以上となった場合は、本事業の増頭制限が解除されるまでの間、または財産処分制限期間中の要望はできません。

【※2/27開催の全国推進事業会議の資料では「協議会全体」の合計の計算式に誤りがあったため修正】

資料1-5参照⑦

頭数要件確認表(協議会一覧)

協議会名

グループ番号	要望順位	取組主体名	経産牛頭数① (R7.1.1時点)	経産牛頭数② (R8.3.31計画)	増減数(A) ②-①	構成員名	経産牛頭数③の計 (R7.1.1時点)	経産牛頭数④の計 (R8.3.31計画)	減少数の合計 (B)の計	経産牛頭数合計 (R7.1.1時点) (①+③)	経産牛頭数合計 (R8.3.31計画) (②+④)	経産牛頭数の増減差 (A+B) 【イ】
協議会内で重複しないよう、任意の番号を1から順に付けてください。												
「頭数要件確認表」から転記する（離農・規模縮小の構成員と頭数は合計値のみを転記）												
1取組主体、 構成員は1以上で グループを組む場合 の記載例	1	3	E牧場	200	250	50	有限会社 B牧場	100	80	-20		
							C沢 ●一	30	0	-30		
							-	0	0	0		
	グループ小計			200	250	50		130	80	-50		
複数の取組主体と構成員でグループを組む場合の記載例	2	1,2	A牧場	50	95	45	イ農場	150	100	-50		
	2	5	B牧場	55	85	30	ロ農場	200	150	-50		
	2	6, 7	C牧場	60	100	40	ハ農場	350	300	-50		
	2	8	D牧場	65	100	35				0		
	グループ小計			230	380	150		700	550	-150		
1取組主体（個人）のみ単独で提出する場合の記載例		4	F牧場	200	200	0	-	0	0	0		
	グループ小計			200	200	0	-	0	0	0		
協議会全体			630	830	200		830	630	-200	1,460	1,460	0

※行が不足する場合は追加してください

※黄色のセルは算式により数値が計算されますが、頭数要件確認表記載の頭数との整合性は確認して下さい。